

((様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	7 - 8	担当課	長寿介護課
法令名	戦傷病者特別援護法	根拠条項	20 - 4	許認可等の内容	更正医療に要する費用の支給
1 法令の定め(許認可等要件) 戦傷病者特別援護法第20条第4項 知事は、法第20条第1項による更生医療の給付が困難であると認めるときは、更生医療の給付に代えて、更生医療に要する費用を支給することができる。					
2 その他 戦傷病者特別援護法施行事務取扱要領について (昭和38年12月27日付け厚生省発援第1206号厚生省援護局長通知) 戦傷病者カードにより資格を確認し、身体障害者更生相談所の長に判定を求めると共に、請求者に対し期日を指定し更生相談所に出頭するよう通知すること。					